

改正 平成28年11月30日 原規技発第1611307号 原子力規制委員会決定

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

原子力規制委員会

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年11月30日より施行する。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部分は改正部分）

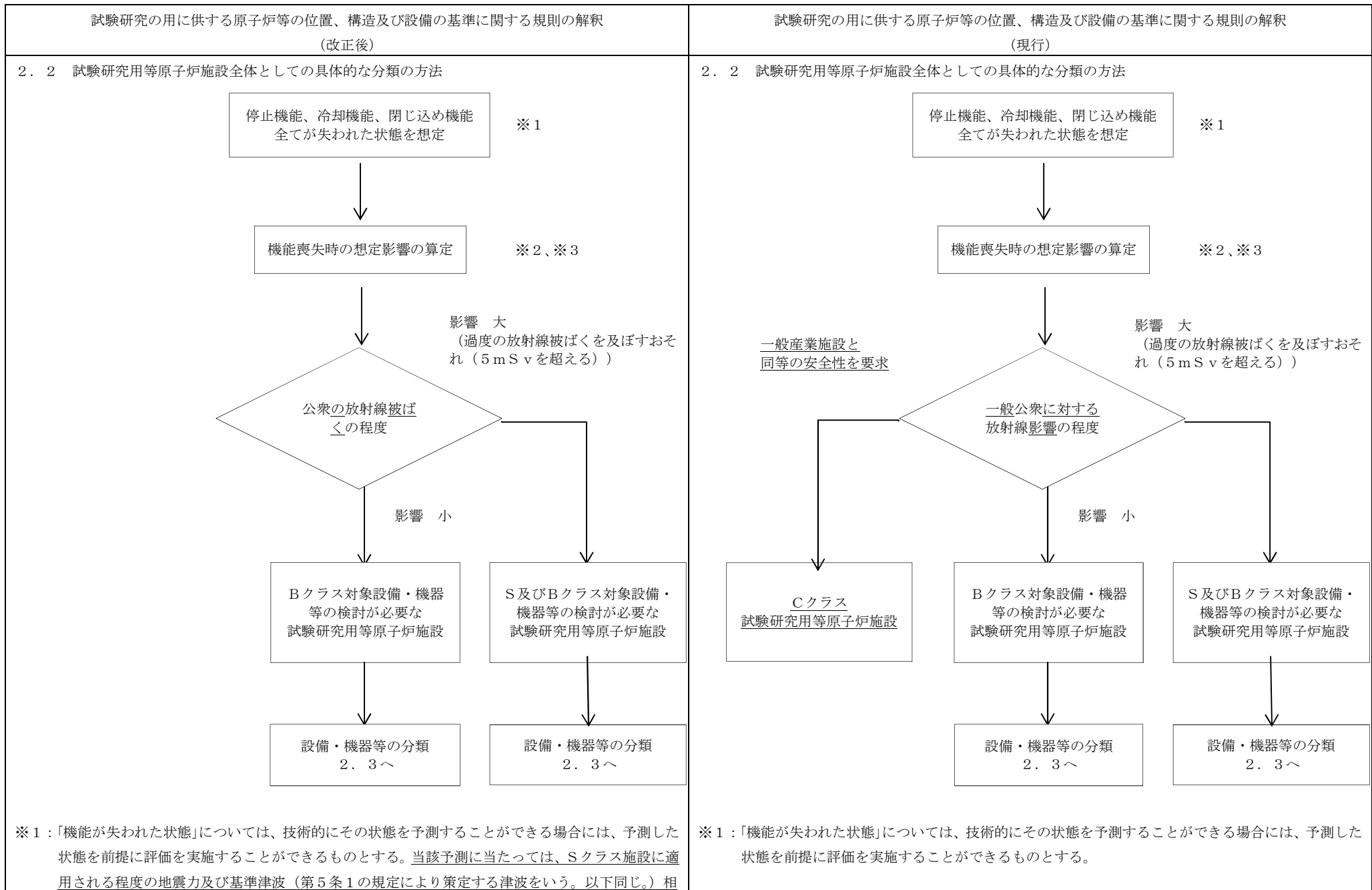
○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
第一条～第三条（略）	第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第4条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第4条の適用に当たっては、<u>実用炉設置許可基準解釈第4条の規定を準用する。ただし、実用炉設置許可基準解釈第4条2に規定する耐震重要度分類については、2によること。また、実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用するに当たり、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二に規定する「共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行うこと。」について、Sクラスに属する施設を有しない試験研究用等原子炉施設に対しては、共振のおそれのある施設への影響の検討に用いる地震動として、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものに代えて、建築基準法等に基づく評価において使用する地震動を参考に設定することができる。</u></p> <p><u>二 実用炉設置許可基準解釈第4条3の三に規定する「建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準」（以下「建築基準法等の規格等」という。）については、その改正があった場合において、Sクラスに属する施設を有しない試験研究用等原子炉施設におけるCクラスの建物・構築物のうち、次に掲げる要件を全て満たすものであって、改正後の建築基準法等の規格等を適用しないこととされているものに対しては、改正後の建築基準法等の規格等を用いないことができる。</u></p> <p><u>イ 当該建物・構築物の安全機能が喪失した場合において、放出される放射性物質の量及び放射線量が極めて微量であるものであること。</u></p> <p><u>ロ 当該建物・構築物内に点検等の一時的な立入り以外の立入りがないこと。</u></p> <p>2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。試験研究用等原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとし、その分類の考え方は以下のとおりであり、具体的な分類の方法は別記1「試験研究用等原子炉施設の</p>	<p>第4条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第4条の適用に当たっては、<u>実用炉設置許可基準解釈第4条の規定を準用する。ただし、実用炉設置許可基準解釈第4条2に規定する耐震重要度分類については、2によること。</u></p> <p>2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。試験研究用等原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとし、その分類の考え方は以下のとおりであり、具体的な分類の方法は別記1「試験研究用等原子炉施設の</p>

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
	<p>耐震重要度分類の考え方」による。</p> <p>一 Sクラス</p> <p>次に掲げる施設はSクラスとする。</p> <p>イ 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。</p> <p>上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>耐震重要度分類の考え方」による。</p> <p>一 Sクラス</p> <p>次に掲げる施設はSクラスとする。</p> <p>イ 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。</p> <p>上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故あたり5mSvを超えることをいう。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第五条～第二十一条 (略)</p>	<p>第5条～第21条 (略)</p>	<p>第5条～第21条 (略)</p>
<p>(放射性廃棄物の廃棄施設)</p> <p>第二十二条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとする。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第22条 (放射性廃棄物の廃棄施設)</p> <p>1 第1号に規定する「十分に低減できる」とは、As Low As Reasonably Achievable(以下「ALARA」という。)の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)を参考に、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることをいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第22条 (放射性廃棄物の廃棄施設)</p> <p>1 第1号に規定する「十分に低減できる」とは、As Low As Reasonably Achievable(以下「ALARA」という。)の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)を参考に、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることをいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十三条～第二十九条 (略)</p>	<p>第23条～第29条 (略)</p>	<p>第23条～第29条 (略)</p>
<p>(通信連絡設備等)</p> <p>第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第30条 (通信連絡設備等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項に規定する「必要な指示」とは、敷地内の人に対し、過度の放射線被ばくを防止するという観点から行う事象の発生の連絡や避難指示等をいう。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第30条 (通信連絡設備等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項に規定する「必要な指示」とは、敷地内の人に対し、著しい放射線被ばくを防止するという観点から行う事象の発生の連絡や避難指示等をいう。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>第三十一条～第三十九条 (略)</p>	<p>第31条～第39条 (略)</p>	<p>第31条～第39条 (略)</p>

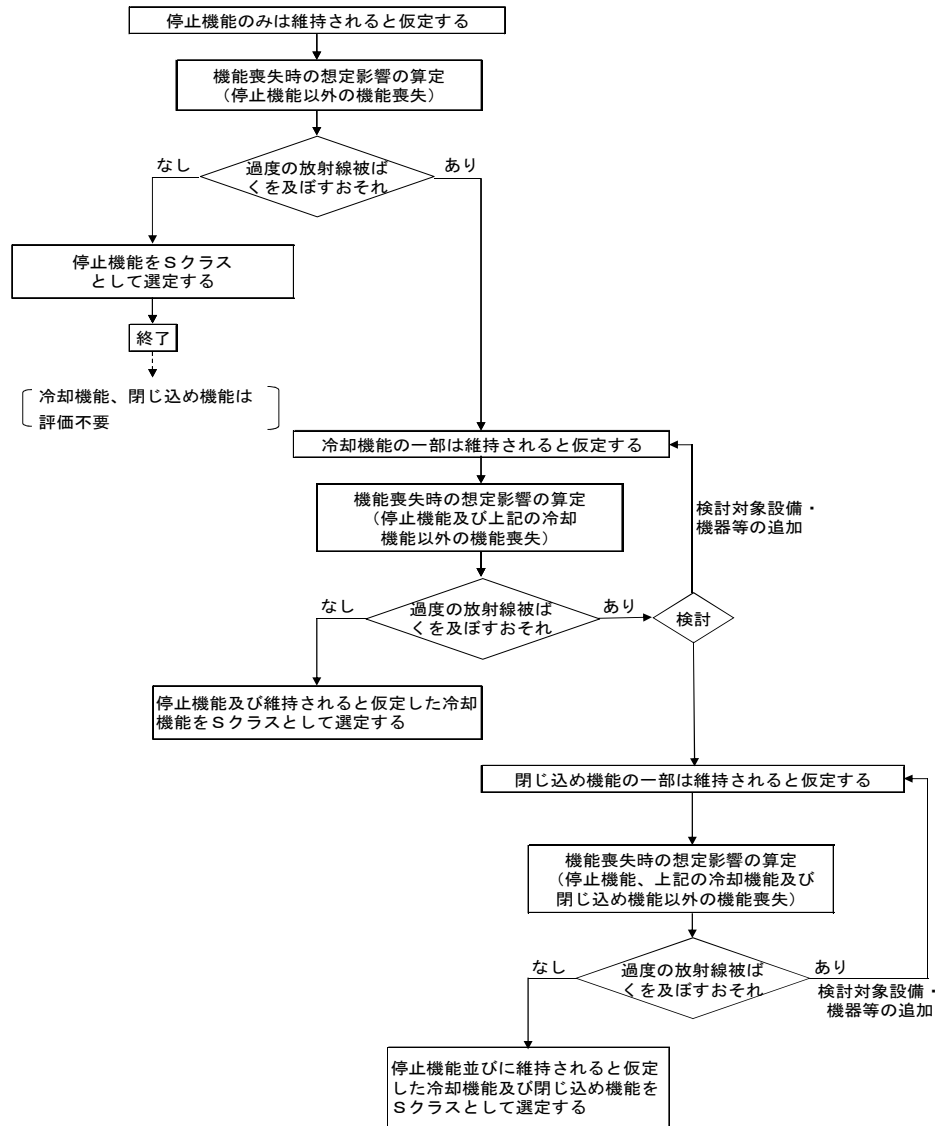
試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
<p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>第四十条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第40条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第40条の要求は、中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設については、設計基準事故より発生頻度は低い、敷地周辺の公衆に対して過度の放射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの)を与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。</p> <p>2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象や施設の特徴を踏まえた内部事象に起因する多重故障を考慮すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第40条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な常設又は可搬型設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置をいう。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第40条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第40条の要求は、中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設については、設計基準事故より発生頻度は低い、敷地周辺の一般公衆に対して過度の放射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えるもの)を与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。</p> <p>2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象に起因する多重故障を考慮すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第40条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置をいう。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>第四十一条～第五十二条 (略)</p>	<p>第41条～第52条 (略)</p>	<p>第41条～第52条 (略)</p>
<p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>第五十三条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第53条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第53条の要求は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設については、設計基準事故より発生頻度は低い、敷地周辺の公衆に対して過度の放射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの)を与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。</p> <p>2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象や施設の特徴を踏まえた内部事象に起因する多重故障を考慮すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第53条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な常設又は可搬型設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第53条 (多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)</p> <p>1 第53条の要求は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設については、設計基準事故より発生頻度は低い、敷地周辺の一般公衆に対して過度の放射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えるもの)を与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。</p> <p>2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象に起因する多重故障を考慮すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第53条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第五十四条～第六十一条 (略)</p>	<p>第54条～第61条 (略)</p>	<p>第54条～第61条 (略)</p>

<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)</p>
<p style="text-align: right;">(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類の考え方</p> <p>1. 基本方針</p> <p>試験研究用等原子炉施設の耐震設計上の重要度分類は、試験研究用等原子炉は一般的に発電用原子炉に比べて出力が小さく、また、その規模・型式が多種多様であることから、「施設の特徴を踏まえ、安全機能の喪失を起こした場合の放射線による公衆への影響の程度に応じて、耐震設計上の区分」を行うこととする。具体的には、内蔵する放射性物質の外部への放散を仮定した場合の公衆の放射線被ばくの程度（以下「機能喪失時の想定影響」という。）によって、重要度分類を行うことを基本方針とする。</p> <p>2・2. 1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記 1)</p> <p style="text-align: center;">試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類の考え方</p> <p>1. 基本方針</p> <p>試験研究用等原子炉施設の耐震設計上の重要度分類は、試験研究用等原子炉は一般的に発電用原子炉に比べて出力が小さく、また、その規模・型式が多種多様であることから、「施設の特徴を踏まえ、安全機能の喪失を起こした場合の放射線による公衆への影響の程度に応じて、耐震設計上の区分」を行うこととする。具体的には、内蔵する放射性物質の外部への放散を仮定した場合の一般公衆に対する放射線影響（以下、「機能喪失時の想定影響」という。）の程度によって、重要度分類を行うことを基本方針とする。</p> <p>2・2. 1 (略)</p>

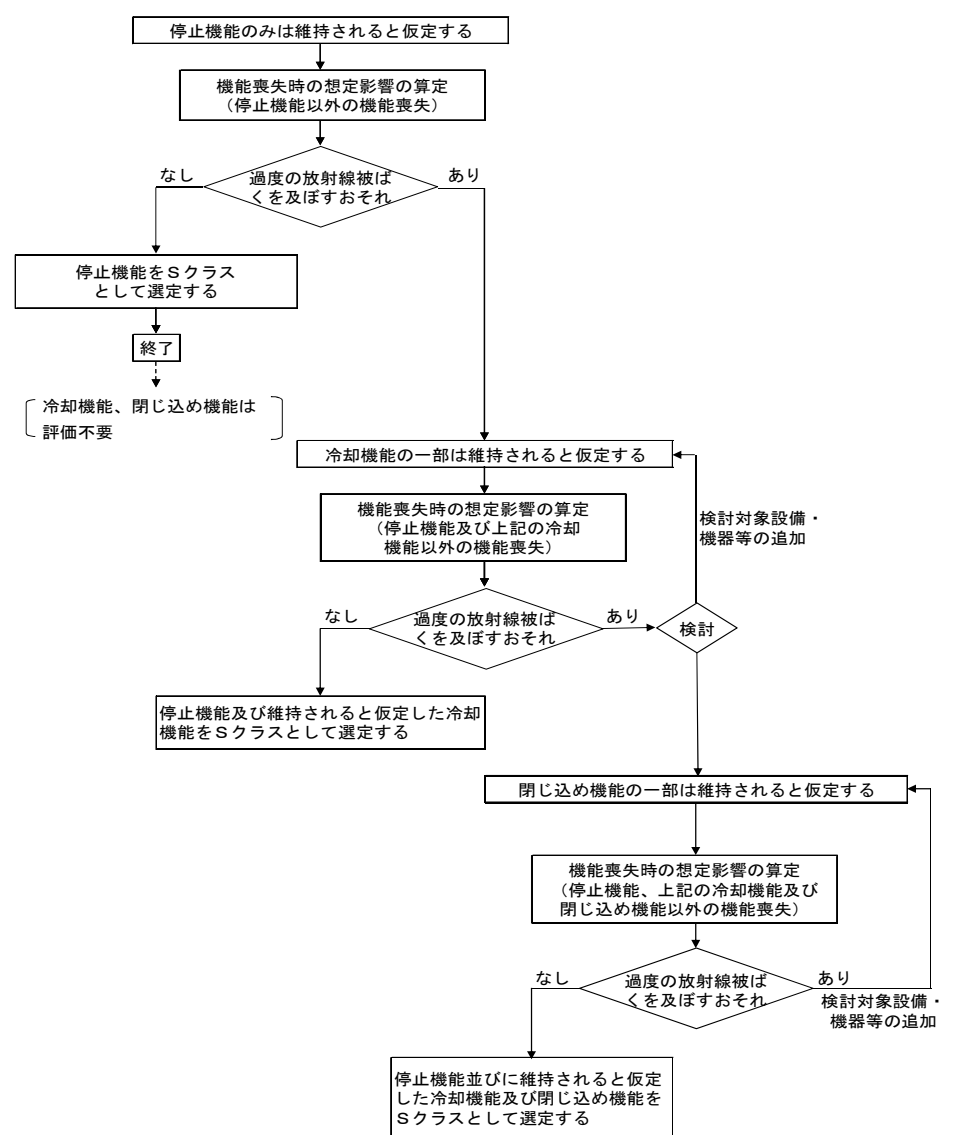


<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)</p>
<p><u>当の津波を想定して、予測を行うこと。ただし、基準津波相当の津波に係る津波高さ及び遡上範囲の設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表している想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、試験研究用等原子炉施設の立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することができるものとする。</u></p> <p>※2・※3 (略)</p>	<p>※2・※3 (略)</p>

2. 3 試験研究用等原子炉施設に係る個別の設備・機器等の具体的な分類の方法



2. 3 試験研究用等原子炉施設に係る個別の設備・機器等の具体的な分類の方法





<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)</p>
<p>注1) (略)</p> <p>注2) <u>停止機能、冷却機能及び閉じ込め機能を有するBクラスとしての設備・機器等を選定する際の本フロー図の適用については、「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とあるのは、「敷地周辺の公衆が被ばくする実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以上であるおそれ」とする。</u></p> <p>注3) <u>「Bクラス対象設備・機器等の検討が必要な試験研究用等原子炉施設」に分類された試験研究用等原子炉施設のうち、通常運転時において放射性廃棄物を廃棄する施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を含む。）並びに核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設にあつては、本フロー図にかかわらず、安全機能を喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いものは、Cクラスに分類することができる。</u> <u>この場合において、上記の「敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低い」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を参考に、実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以下であることをいう。</u></p>	<p>注1) (略)</p> <p>注2) <u>Bクラスとしての設備・機器等を選定する際も、本フロー図の考え方に準じて分類すること。</u></p> <p>(新設)</p>